

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 22 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第25号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年 4 月天理市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 中「315, 000円」を「330, 000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 7 条の 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月天理市条例第36号）第 6 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 7 条の 4 の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 660, 000円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第 7 条の 4 の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。